

藤沢市教育委員会 10 月定例会会議録

日 時 2015 年（平成 27 年）10 月 21 日（水）
午後 3 時
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 平成 27 年 9 月藤沢市議会定例会の開催結果について
- 5 議 事
 - (1) 委員長の選挙について
 - (2) 委員長職務代理者の指定について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 小 竹 伊津子
3 番 中 林 奈美子
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

| | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 教育次長 | 小 林 誠 二 | 教育部長 | 吉 住 潤 |
| 教育部参事 | 神 尾 友 美 | 生涯学習部参事 | 川 口 剛 |
| 教育部参事 | 村 上 孝 行 | 教育部参事 | 神 尾 哲 |
| 学校教育企画課長 | 齋 藤 直 昭 | 学校施設課長 | 佐 藤 謙 一 |
| 教育総務課主幹 | 佐 藤 繁 | 教育指導課主幹 | 松 原 保 |
| 書 記 | 西 山 勝 弘 | | |

午後3時00分 開会

小竹委員長職務代理者 定例会の開会に先立ちまして、関野真一郎委員長から10月7日に辞職願の提出があり、同日に市長が同意するとともに、10月7日開催の教育委員会臨時会におきまして、辞職の同意を決定いたしました。関野真一郎委員長が教育委員を辞職したため、委員長職務代理者の私、小竹伊津子が会議の議長の職務を行います。

今回、教育委員長という職責にある者が、皆様の信頼を裏切る行為をしまして、教職員、児童生徒、保護者の方々、また市民の皆様に対してご迷惑をおかけしたことを委員長職務代理者として、代表してお詫び申し上げます。今後は教育委員という職責にあることを、あらためて重く受けとめ、教育委員一同、職務に専念してまいります。

÷÷

小竹委員長職務代理者 それでは、ただいまから藤沢市教育委員会10月定例会を開会いたします。

日程に入る前に、10月1日に新たに委員に就任されました、中林委員から、一言就任のごあいさつをお願いいたします。

中林委員 ただいまご紹介いただきましたとおり、10月1日付で教育委員に就任いたしました中林奈美子と申します。私は長くPTA役員経験がありますので、その経験を踏まえ、学校現場に通わせていただきながら、子どもや先生方の教育環境など課題を見つけて、整えていければと思います。その他いろいろやることを見つけて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

小竹委員長職務代理者 ありがとうございます。

÷÷

小竹委員長職務代理者 それでは、会議録署名委員を決定いたします。

本日の会議録に署名する委員は、3番・中林委員、5番・井上委員にお願いしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長職務代理者 それでは、本日の会議録に署名する委員は、3番・中林委員、5番・井上委員をお願いいたします。

÷÷

小竹委員長職務代理者 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

川口生涯学習部参事 前回定例会の「議案第21号藤沢市指定重要文化財の指定について」の議案書の一部に誤りがありましたので、訂正をいたします。指定物件1の中雀門における「指定物件の概要」の中で、指定物件の年代を「安政六

年（1589）」と記載しておりましたが、「安政六年（1859）」が正しい年代となりますので、訂正をお願いいたします。

小竹委員長職務代理者 ただいまの訂正について、また、その他について何かありますか。

特にないようですので、訂正をしたうえで、了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

小竹委員長職務代理者 それでは、訂正をしたうえで、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長職務代理者 これより教育長報告を行います。（1）平成 27 年 9 月藤沢市議会定例会の開催結果について、報告をお願いいたします。

吉田委員 平成 27 年 9 月藤沢市議会定例会の開催結果について、報告いたします。（議案書参照）

9 月市議会定例会は、9 月 1 日から 10 月 8 日までの 38 日間で開催されました。8 月の教育委員会定例会でご審議のうえご決定いただきました、損害賠償額の決定につきましては、9 月 15 日の本会議において可決され、藤沢市一般会計補正予算(第 4 号)につきましては、9 月 10 日の補正予算常任委員会に付託され、討論・採決の結果、賛成多数で可決すべきものとされ、その後、本会議において可決されました。

次に、9 月 8 日に開催されました、子ども文教常任委員会について報告いたします。教育委員会に係る案件は、陳情が 3 件、報告案件が 3 件ございました。

陳情の内容につきましては、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求めるもの、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求めるもの、藤沢市教育委員会 7 月定例会の審議経過について詳細な説明を求めるものでございました。

報告案件につきましては、教育委員会 7 月及び 9 月定例会において、ご審議のうえご決定いただいた内容、及び 8 月定例会において、報告案件として説明し、了承いただいた内容で、（1）平成 28 年度使用藤沢市教科用図書の採択結果について、（4）藤沢市スポーツ推進計画（実施計画）について、（5）児童・生徒の健全育成に向けての学校と警察との情報連携制度について、報告いたしました。

次に、一般質問でございますが、教育委員会に関連する質問は 9 人の議員からご質問がございました。質問の件名と要旨、主な質問とそれに対する答弁について報告いたします。

はじめに、自由松風会の吉田淳基議員でございます。件名 1「市長の政

治姿勢について」の要旨（３）「子育て施策について」では、教育委員会に係わる質問として、少子・超高齢化社会、人口減少社会に対応した、将来に向けた学校像や新たな学校づくりについて、のご質問をいただきました。

社会状況の変化に対応した学校像としては、学校みずからが教育活動の状況について積極的に情報を発信し、家庭や地域社会と連携・協力する、開かれた学校づくりが必要であると考えていること。また、新たな学校づくりについては、現在、教育委員会では、学校の適正規模の平準化に向けた検討や学校施設の再整備などの取り組みを行うとともに、小・中学校が同じ教育目標のもと、目指す子ども像を共有し、義務教育の９年間を一貫した系統的な教育課程とする、いわゆる小中一貫教育や小中一貫校も視野に入れた小中連携の推進について検討を始めたところであることを、を答弁いたしました。

次に、日本共産党藤沢市議会議員団の土屋俊則議員でございます。件名１「教育行政について」の要旨（１）「教科書採択について」では、主な質問として２点いただきました。

１点目は、平成２８年度使用藤沢市教科用図書の採択方針では「国、県、市の資料等を踏まえて採択する」とあるが、これを踏まえておらず、採択のやり直しをすべきではないか、とのご質問をいただきました。教科用図書採択については、平成２８年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に則り、教育委員が国、県、市の資料等を参考に綿密な調査研究に基づき、みずからの権限と責任において、公正かつ適正な採択を行ったものと認識しており、採択のやり直しを行うものではないこと。

２点目として、どのように国で言う綿密な調査研究に基づいたのか、本市でいうところの答針等を踏まえたのか、教育委員はしっかり説明する責任があるのではないかと、とのご質問をいただきました。教育委員が綿密な調査研究ができるよう、時間的余裕をもって教科書見本を閲覧できる環境を整え、採択のために参考とする資料についても、教育委員の判断に資するよう、充実したものとなるよう作成したこと。また、各教育委員は教科用図書採択が行われた教育委員会定例会において、各資料を踏まえて種目ごとに協議し、どのような観点で判断したかについて説明していること、を答弁いたしました。

次に、藤沢市公明党の阿部すみえ議員でございます。件名１「子どもたちの未来を守るまち・ふじさわ」の要旨（２）「院内学級について」では、主な質問として、院内学級に在籍している児童生徒の中には、病院を退院し院内学級を転学した後も、自宅療養が必要ですぐに在籍校に戻れな

いというケースもあるが、このような児童生徒が病院を退院し院内学級から転学する際、教育委員会や学校はどのように取り組むのか、とのご質問をいただきました。

市教育委員会と在籍校は、児童生徒が病院を退院後にも、在籍校において、引き続き継続性のある支援が行われるよう院内学級と連携を図り、在籍校での支援方法を保護者と相談し、適切な支援を行っていくこと。自宅療養が必要な児童生徒に支援を行う場合は、体調面を第一に考慮し、学校は定期的に家庭と連絡を取り合い、学校生活の情報提供や学習支援などを行っていくこと、を答弁いたしました。

次に、かわせみクラブの竹村雅夫議員でございます。件名1「共に生きるまちづくりについて」の要旨（1）「障害者差別解消法・改正障害者雇用促進法の2016年4月施行に向けた課題について」では、教育委員会に係わる質問として、学校行事などに保護者に付き添いを求めないことを原則として、条件整備を行うべきではないか、とのご質問をいただきました。

学校行事等における保護者の付き添いについては、これまで保護者に付き添いを求めなくても済むように、医療的ケアの必要な児童生徒には学校看護介助員を、それ以外の支援が必要な児童生徒には介助員を配置し、付き添いの体制を整えてきたこと。しかし、遠足等の学校行事では、1日を通しての活動が多く、宿泊を伴う活動もあるため、児童生徒の体調面などを考慮し、複数の大人による支援が必要と思われる場合には、保護者に協力を求めることもあったこと。今後については、保護者の方々が安心できるよう、学校と相談しながら、保護者に付き添いを求めないことを原則とした児童生徒の学校行事への参加体制づくりについて取り組んでまいること、を答弁いたしました。

続いて、要旨（2）「ケアする人（家族介護者）へのケアによる「ケア・ライフ・バランス」の実現について」では、教育委員会に係わる質問として、「ヤングケアラー」と呼ばれる、病気や障がいのある家族の介護を担っている子どもたちが藤沢の学校にもいるはずだが、把握はしているか。また、教育委員会としてどのように考えているか、とのご質問をいただきました。

病気や障がいのある家族の介護により、児童生徒が不登校傾向等になってしまうケースがあることを把握していること。このようなケースが認められた場合については、学校とスクールソーシャルワーカーは、状況の改善に向けて、福祉関係機関等と早期に連携を図り、児童生徒が安心して学校に通えるように支援を行っていること、を答弁いたしました。

次に、日本共産党藤沢市議会議員団の山内幹郎議員でございます。件名2「環境行政について」の要旨(1)「大気汚染と健康被害について」では、教育委員会に係わる質問として、小学校の学校保健での気管支ぜんそく有症率の調査基準について、のご質問をいただきました。

本市市立学校では毎年、年度初めに、学校生活での健康管理及び定期健康診断の事前調査のために、保護者に記入していただいている保健調査票による健康調査を基準としており、このため気管支ぜんそく薬の予防投与等により、症状が全く出ていないものも数に含まれていること。文部科学省の統計調査基準は、定期健康診断時点における内科検診で「ぜんそく」と診断されたものの統計となっており、本市市立学校の方が文部科学省や他の自治体の統計と比較すると、高い数値となっていること、を答弁いたしました。

次に、自民クラブ藤沢の北橋節男議員でございます。件名2「三者連携(学校・家庭・地域)について」の要旨(1)「学校を核とする地域づくりの展望」では、主な質問として、地域で子どもを育てることは、子どもにとっても大人にとっても大切であるが、学校・家庭・地域連携推進事業の今後の展望について、のご質問をいただきました。

昨今の社会情勢の中では、人と人とのつながりが希薄になり、ともに活動する時間が取りにくくなっているが、教育委員会としては、子どもの健全育成を図るためには、学校・家庭・地域が連携して子どもと大人がふれあい、つながっていくことは大切であると考えていること。本年3月に策定した藤沢市教育振興基本計画に、3つの目標のうちの1つとして、学校・家庭・地域・行政が連携・協働する子育て、教育支援体制を推進することを掲げており、今後も三者連携事業については、15地区の地域協力者会議の特色を生かしながら推進してまいりたいと考えていること、を答弁いたしました。

次に、藤沢市公明党の松下賢一郎議員でございます。件名1「児童生徒の人権を守り、若者への支援について」の要旨(1)「「いじめ」対策について」では、教育委員会に係わる主な質問として、3点のご質問をいただきました。

1点目として、保護者からのいじめに対する相談件数について、学校への相談件数は教育委員会として把握していないとのことであるが、相談から解決までの学校の対処状況を把握する必要があると考えるが、教育委員会の考えについて、のご質問をいただきました。

教育委員会では、まずは学校が相談内容をしっかりと把握し、いじめにより辛い思いをしている子どもが安心して学校生活を送ることができ

るよう、学校生活の中で解決することが大切であると考えており、学校の対応により早期に解決が図られたケースなどについては、対処状況の把握は行っていないこと。しかしながら、各学校におけるいじめ問題の状況の把握は必要と考えており、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査による、いじめの認知から解消に至るまでの経過の把握や、学校生活アンケートによる子どもたちの実態については把握し、学校と連携していじめ問題の解決に向けて対応しているところであること、を答弁いたしました。

2点目として、いじめ等が原因で不登校になった際の学習支援について、学校での対応と学校教育相談センターでの対応など、改めて体系的に整理をして、不登校児童生徒の学習支援体制についても強化を図る必要があると考えるが、教育委員会の見解についてのご質問をいただきました。

不登校児童生徒への学習支援にかかわる学校の対応については、まず当該児童生徒の状況を把握し、心のケアを十分に行った上で、担任や学年の教員が中心になって学習支援を行っており、その際、保護者とよく相談をしたうえで、家庭訪問をして学習プリントを手渡したり、別室登校を勧めたりしていること。また、学校教育相談センターでは、不登校の児童生徒を対象とした相談支援教室において、不登校が長期化したり、学校への登校が難しい場合の対応として、通室によるグループでのさまざまな体験活動や個別学習とカウンセリングによる相談を行っていること。教育委員会としては、学校に対して、当該児童生徒や保護者の学習に対する不安を理解したうえで、学校と学校教育相談センターそれぞれの対応について丁寧に説明するとともに、児童生徒の状況に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。今後も不登校児童生徒への対応をより充実させ、学習支援の強化を図ってまいること、を答弁いたしました。

3点目として、教育委員会が設置する「藤沢市いじめ問題調査委員会」と市長部局が設置する「藤沢市いじめ問題再調査委員会」について、市民や保護者にとって、より効果的な調査機関として理解がされるよう、運用体制を十分に説明しながら、市民からの相談体制の充実を図る必要があると考えるが、教育委員会の見解について、のご質問をいただきました。

教育委員会が設置する「藤沢市いじめ問題調査委員会」と市長部局が設置する「藤沢市いじめ問題再調査委員会」は、ともに法に規定する重大事態が発生した際において、法に基づく調査を行うことを目的に設置

した附属機関であること。これら調査機関の設置目的、役割等については、市民の皆様にご理解いただけるよう広く情報提供を図ってまいりたいと考えていること、を答弁いたしました。

次に、日本共産党藤沢市議会議員団の味村耕太郎議員でございます。件名2「男女共同参画について」の要旨（1）「性的マイノリティの権利保障について」では、教育委員会に係わる質問として、教職員が正確な知識に基づいて性的マイノリティの子どもたちに向き合えるような環境整備をすることは喫緊の課題ではないか。また、その取り組みをどう進めていくのか、とのご質問をいただきました。

教育委員会としても、性的マイノリティの課題については、人権課題の1つとして認識していること。子どもたちに向き合う教職員が正しくその知識を学ぶ1つの方法として、県教育委員会が平成27年1月に発行したリーフレット「性的マイノリティについて理解する（教職員保存版）」を活用し、性的マイノリティについての基礎知識や、性的マイノリティの子どもたちが安心して過ごせる学校環境づくりの視点をもつこと、子どもがカミングアウトしたときの対応等について教員の理解を高めていること。また、子どもたちに対しては、県教育委員会が発行している人権学習ワークシート等を用いて授業で性的マイノリティを扱ったり、人権意識を高めるため道徳等の授業や学校生活の中で一人ひとりの特性を理解し、互いを認め合うことを通して、自分も他の人も大切にすることを育むことができるよう指導していること。今後も、教職員や児童生徒が、性的マイノリティの課題を含めた人権についての意識を高め、子どもたちの誰もが安心して学校生活を送ることができるような教育環境を整えていくために、各学校における校内研修への資料提供や人権教育担当者会を活用した教職員研修の充実を図ってまいること、を答弁いたしました。

次に、アクティブ藤沢の原田伴子議員でございます。件名1「市長の政治姿勢」の要旨（1）「子どもを中心とした新しい地域づくりについて」では、教育委員会に係わる主な質問として、3点のご質問をいただきました。

1点目として、現在は無戸籍の児童・生徒は市内にいないとのことであるが、どうやって「いない」と把握しているのか、その根拠についてのご質問をいただきました。

教育委員会では、主に新入学時や転入時に就学指定校通知書のない児童・生徒についての学校からの連絡や保護者からの相談等で、住民票がない学齢児童・生徒を把握していること。住民票がない場合には、直接

保護者からご事情などを伺うが、この中で戸籍がないことも把握できること。現在、これらの相談等がないため無戸籍の学齢児童・生徒はいないと判断していること、を答弁いたしました。

2点目として、総合教育会議が設置された意義を鑑み、子どもの居場所として放課後や夜間において学校を開放する方向性に関して、教育委員会の考え方について、のご質問をいただきました。

教育委員会といたしましては、教育活動上または管理上支障がない範囲において、学校施設を有効活用することは有意義であるものと考えており、放課後児童の居場所づくりに対する取り組みに対して積極的に協力していきたいと考えていること。学校施設の使用に関しては「藤沢市立学校施設使用規則」に基づき使用許可をしておりますが、児童の安全面と施設管理等を含めた運用面の整理が必要であると考えていること、を答弁いたしました。

3点目として、小学校の基礎学力の定着は、家庭の環境によるものが多く、学習支援の必要な児童について、地域包括ケアシステムの視点から考えると、教育委員会と関係機関が協力し、放課後の学習支援を行うべきだと思うが、教育委員会の見解について、のご質問をいただきました。

子どもが成長していくためには、家庭や学校だけでなく、多くの地域の方々に関わっていただくことが必要であると考えており、教育委員会といたしましては、小学生の放課後の学習支援について、地域包括ケアシステムの作業部会等を活用しながら、庁内関係各課と連携して、そのあり方について研究してまいりますこと、を答弁いたしました。

続いて、要旨（2）「藤沢型地域包括ケアシステムの諸課題について」では、教育委員会に係わる質問として、今後のまちづくりの実質的な原動力となるコミュニティソーシャルワーカーと、拡充が進んでいるスクールソーシャルワーカーの連携に関して、教育委員会の考え方について。また、スクールソーシャルワーカーをコミュニティソーシャルワーカーと同様に、各地区に1名配置することで、スクールソーシャルワーカーが学校で発見した問題を地域のコミュニティソーシャルワーカーと繋ぎ合いながら、トータルに課題を解決していくべきだと思うが、教育委員会の考え方について、のご質問をいただきました。

誰もが地域の中で孤立することなく、人とのつながりをもって生活することができるよう支援するコミュニティソーシャルワーカーと、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係など、外部の機関と連携しながら、子どもたちを支援するスクールソーシャルワーカーと

の連携は大変重要であると考えていること。現在、スクールソーシャルワーカーの配置については、学校やスクールカウンセラーだけでは解決できない困難なケースが多く見られることから、今年度より2名体制で対応していること。教育委員会といたしましては、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーが、お互いの役割や活動内容について、認識を深める意見交換や情報交換を行う場を設定するなど、福祉部と協議する中で、今後のスクールソーシャルワーカーの増員についても検討してまいること、を答弁いたしました。

続きまして、平成26年度藤沢市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご報告いたします。決算特別委員会におきまして、平成26年度における歳入歳出に係る内容を説明した後、質疑、討論を行い、採決の結果、認定され、本会議におきましても討論、採決の結果、認定されました。

次に、決算特別委員会での質疑を踏まえての、平成26年度決算に対する各会派からの教育委員会に関する主な意見、要望について報告いたします。

はじめに、日本共産党藤沢市議会議員団でございます。市内中学校で自衛隊への職場体験を実施していることは、やめるべきであること。歴史と公民の中学校教科書が教育現場と市民の声を無視し、本市の教科書採択方針にも反し、教育委員会の独断と断言していい審議内容で育鵬社版が採択されたことについて。教育委員長が息子を越境通学させていたことについては、市長の任命責任や教育委員の任命のあり方が厳しく問われること。就学援助の申請用紙は全員から回収し、対象項目を保護者にとって負担がかかるクラブ活動費へも拡充すること。少人数学級の拡大を行うこと。給付型奨学金の創設を行うこと。マンモス校の解消を行うこと。トイレ・空調設備の計画的な整備を行うこと。デリバリー方式の中学校給食は中止して、自校方式の完全給食の実施へ変更すること。

次に、かわせみクラブでございます。「藤沢市子どもをいじめから守る条例」は、いじめは子どもの人権侵害という視点に立ち、いじめとその背景にあるものの解決を目指すという、支援教育の理念が根底に流れており、そのような視点に立って、いじめのない学校や社会づくりに取り組むこと。学齢期の学校、青年期のユースワーク、そして中高年以降の福祉事業所という、各年齢層を接続する支援のネットワークづくりを検討すること。今回明らかになった越境通学の問題は、教育とスポーツの法とモラルに関わる極めて重大な問題として捉えること。

次に、藤沢市公明党でございます。いじめに関するアンケートの実施にあたっては、基本的にアンケートは自宅に持ち帰り、封筒に入れて提

出すようにすること。また、家庭や地域を巻き込んで、いじめに対して取り組むという姿勢を児童生徒に示すことも重要であり、なぜこのようなアンケートを行う必要があるのかなど、常に問題提起をしながら実施すること。通学路の安全対策について、藤沢市通学路安全プログラムとしてシステム化したことを、学校ごとに保護者へのさらなる周知徹底を行うこと。また、今後は地域の力を活用することについて検討を行うこと。八ヶ岳野外体験教室を一般市民が利用する際の申込について、現在は往復はがきでの申し込みとなっているが、ウェブでの申し込みができるよう改善を図ること。

次に、自由松風会でございます。修学旅行における保護者の負担を根本的に解消するため、引き続き旅行代理店に対して低料金で提供できる企画・立案をすること。また、学校においても、経費削減に向けて一層の工夫の取り組みを進めること。社会科資料集ふじさわの活用について、市内の横断的な連携により、さまざまな市政の概況、情勢についても取り入れていくこと。校務支援システム構築について、費用に対する効果を各学校に具体的に示すよう働きかけること。課外活動補助金の補助額の拡大を図ること。校庭の芝生化について、芝生の管理は非常に難しく、また、教育上必要なものであるのかを含め、事業の再構築を行うこと。

次に、自民クラブ藤沢でございます。教師力向上連続講座について、教師の人間としての幅を広げるため、地域の特色や知恵を地域の方から学ぶ機会を増やすこと。スクールガードリーダーについて、すべての地域を見守るため、南部に速やかに配置すること。八ヶ岳野外体験教室について、学校が利用していない期間の有効活用のため、本市利用に影響のない範囲で他市町の教育委員会にも利用を働きかけること。ふじさわ教育フォーラムについて、関係者以外の参加が少ないのは宣伝PR不足であるため、情報発信を強化すること。

次に、さつき会でございます。部活動指導者派遣について、引き続き多くの専門性の高い指導者に部活動を指導していただけるよう、人材の確保に努めるとともに、待遇の改善が図られるよう必要な予算の確保をすること。

次に、改進黨無所属クラブでございます。市費講師について、本市独自の教育目標の達成のために、積極的に活用できるよう体制をつくること。教育へのICT導入について、先例へのアンテナを高くし、児童を主役とした検証研究の充実を図り、全校導入への見通しが早期に立てられるように推進すること。中学校給食について、全校実施に向けて最大の課題は南部方面の中学校給食提供業者の選定とのことだが、年度内の年次

計画策定に支障が出ないよう、強力に推進を図ること。

次に、ふじさわ維新でございます。外国語教育、英語教育に積極的に力を入れること。バウチャー制度を参考に、学習塾、ピアノや楽器、スポーツの教室などに通うことができるクーポンを発行し、学習のチャンスを与えて自分にあった将来を見つけてもらうという仕組みを、本市独自のシステムとして構築し、教育事業への積極的かつ大胆な方策実現を図ること。

次に、アクティブ藤沢でございます。地域住民とどのような協働ができるのか検討を行い、大阪市にある公立学校でドキュメンタリー映画にもなった大空小学校のような、多様な価値観が同じ教室で学び、学校の中をミニ社会とする教育活動を目指すこと。

最後に、藤沢市民と歩む会でございます。タブレット端末を使用した教育の検証研究について、他の自治体や大学などで行われている研究結果の中から、ベストプラクティスを選択するか、もしくは1人1台のタブレット端末を用意し、反転授業やプログラミング教育を行うなどの、思い切った試行を行うこと。

以上が、平成27年9月藤沢市議会定例会の開催結果についての報告でございます。

小竹委員長職務代理者　ただいまの教育長報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長職務代理者　次に議題（1）委員長の選挙について、及び議題（2）委員長職務代理者の指定については、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小竹委員長職務代理者　ご異議がないようですので、議題（1）委員長の選挙について、及び議題（2）委員長職務代理者の指定については、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長職務代理者　以上で、本日本日予定いたしました、公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方は

いらっしゃいますか。

小竹委員長職務代理者　それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。11月18日（水）午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小竹委員長職務代理者　それでは、次回定例会は、11月18日（水）午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階、第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時45分 休憩